

観光統計の整備について

Kamiyama, Hiroyuki / 神山, 裕之

(出版者 / Publisher)

JAPAN STATISTICS RESEARCH INSTITUTE, HOSEI UNIVERSITY / 法政大学日本統計研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

BULLETIN OF JAPAN STATISTICS RESEARCH INSTITUTE / 研究所報

(巻 / Volume)

42

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

8

(発行年 / Year)

2013-02-05

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00022662>

観光統計の整備について

神山裕之（国土交通省観光庁参事官（観光経済担当）付観光企画調整官）

1. 観光統計の整備に関する背景

近年の観光を巡る環境変化にともない、以下の二つの理由から統計の整備が求められている。

一つは、価値観の多様化、国内旅行・観光市場の伸び悩み、関連産業の増加、他の余暇活動の台頭といった外的な環境変化により、いわゆるKKD（経験・勘・度胸）経営・マーケティングが観光分野においても限界に来ており、客観的な判断材料が必要になってきているということである。もう一つは、政策立案やその効果検証において、アカウンタビリティの観点から客観的な指標が求められるようになってきたということである。

いずれの観点においても、明示的かつ定量的なデータが継続的に得ることが可能になって、初めてその対応が可能となる性質のものである。

こうした背景を元に、国土交通省においては平成17年5月に、有識者から構成される「観光統計の整備に関する検討懇談会」を設置して、観光統計の整備に本格的に取り組むこととなった。また、平成18年12月には観光立国推進基本法が制定され、その第25条において「国は、観光立国の実現に関する施策の策定及び実施に資するため、観光旅行に係る消費の状況に関する統計、観光旅行者の宿泊の状況に関する統計その他の観光に関する統計の整備に必要な施策を講ずるものとする。」と定められ、法的にも観光統計の整備根拠が示されることとなった。

また、直近の平成24年3月に策定された観光立国推進基本計画においては、「観光に関する統計の整備」として、「経済センサスと連動した『観光地域経済調査の実施』、『観光入込客統計に関する共通基準』の全都道府県での導入」、「多様化する宿泊形態の把握」、「観光統計の利活用の推進」の4点が観光統計整備に関する項目としてあげられることとなった。

こうして、法的にも政策的にも我が国における観光統計の整備が積極的に推進されることになったのである。

2. 我が国における観光統計の種類

現在、国土交通省観光庁が実施している観光統計は、4種類ある。いずれも、統計法上の一般統計であり、成立順に、「旅行・観光消費動向調査」、「宿泊旅行統計調査」、「訪日外国人消費動向調査」、「観光地域経済調査」である。また、観光庁が基準を作り、各都道府県が実施し観光庁が取り纏めている統計として、「共通基準に基づく観光入込客統計」がある。これらの統計は、「観光地域経済調査」を除いて、現在では四半期毎に調査・集計・結果公表がなされている。なお、「観光地域経済調査」に関しては、現在5年周期で調査を行うことを目指して、整備が進められているところである。

以下、各統計に関し、その内容と整備過程について解説する。

3. 旅行・観光消費動向調査

本調査は、旅行・観光にかかる消費額を算出するための統計調査である。観光経済を把握するための統計手法である TSA(Tourism Satellite Account)について、WTO(World Tourism Organization 現：UNWTO)が「TSA Methodological Reference」(TSA マニュアル)を作成し、これが国連において世界標準の TSA 作成方式として採用された。この動きを受け、我が国においては平成 12 年度、平成 13 年度、平成 14 年度の 3 か年にわたり「旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究」(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)を実施し、TSA 導入の検討及び我が国の旅行・観光消費の経済効果についての研究を実施することとなった。この調査研究結果を踏まえ、平成 15 年度に、TSA に基づいた推計に関する調査手法の妥当性の検証を行うと共に、旅行消費額がもたらす経済効果の推計を目的として承認統計としての「旅行・観光消費動向調査」が実施されることとなった。

この調査においては、住民基本台帳に記載された、20～79 歳（平成 15、16 年度は 15～79 歳）の日本国民を層化二段方式で抽出し、自計記入による郵送調査を行う方式を採用した。実査は四半期毎に行うが、実施当初の推計期間は年度であった。主要な調査内容は、国内宿泊旅行、国内日帰り旅行、海外旅行の市場毎に旅行の実施状況と、旅行消費額等についてである。導入当初の対象者数は、15000 人であった。

本調査が、特徴的なのは、旅行中の消費だけでなく、旅行前や旅行後の消費実態も聴取していることである。例えば、旅行前にはガイドブックを購入したり、旅行用鞆を購入したりといった消費行動がしばしば見受けられる。また、旅行後においては、衣服をクリーニングに出したり、写真を紙媒体で印刷したりといった行動が発生する。本調査においては、聴取した旅行で発生した、こうした旅行前後の消費額も聴取し、最終的な旅行・観光消費額を算出している。

この調査結果を元に、平成 21 年からは TSA の本格導入が開始された。具体的には、平成 16～平成 21 年分の TSA を作成すると共に、調査対象者を全年齢の延べ 18000 人に拡大を行った。また、この時点から推計期間を年度から暦年に切り替えた。

更に、平成 22 年からは、調査対象者数を延べ 50000 人にまで拡大を行い、統計量の公表を四半期毎に行うこととした。なお、この調査は、対象者 25000 人を 2 つのグループに分けて、1 年に 2 回、同一対象者に調査票を送付するという方式で実施している。この 2 つのグループは四半期分ずらして実査を行うため、結果として四半期につき 12500 人、年間実人数ベースで 25000 人、延べ人数で 50000 人分の標本を確保するという仕組みになっている。

また、平成 23 年からは、このサンプル数を利用して本調査をマーケティングにも活用すべく、旅行・趣味に関する意識調査や満足度・再来訪意向調査の項目を追加した。この措置により、本調査結果を TSA 作成や旅行・観光消費額算出に活用するだけでなく、生活者の多様なセグメンテーション分析にも活用出来るようになった。

4. 宿泊旅行統計調査

本調査は、我が国における宿泊実態を明らかにする統計調査である。平成 17 年 8 月に、「観光統計の整備に関する検討懇談会」により、平成 18 年度を目途に全国規模の宿泊統計の新規創設を行う旨の提言が行われた。具体的には、「全国統一基準による都道府県比較可

能な統計」として、「全国規模の調査設計」を確保した上で、「速報性確保から国が実施」する宿泊旅行統計を実施することがその提言に盛り込まれた。その提言を受け、平成 18 年 2 月に宿泊旅行統計調査の第一次予備調査が、秋田・千葉・大分の 2881 施設を対象に行われた。同年 6 月には、「観光統計の整備に関する検討懇談会宿泊旅行統計分科会」が設置され、同月から 8 月にかけて、宿泊旅行統計調査第二次予備調査が、全国約 15000 施設に対して実施された。

これら、一連の予備調査を経て、平成 19 年 1 月から宿泊旅行統計の調査が本格的に実施された。この調査は、全国の従業員数 10 人以上のホテル、旅館、簡易宿所等の宿泊施設に対して、自計式の郵送調査を行うという形式で実施することとなった。なお、標本抽出は悉皆である。統計量の公表に関しては、平成 20 年 1 月から宿泊施設タイプ別並びに、実宿泊者数の公表を行い、平成 21 年 1 月には客室稼働率の公表と順次その範囲を拡大した。

平成 22 年には、従業員数 10 人未満の施設に対しても調査を実施することとなった。ただし、これらの施設に関しては、従業員数 5~9 人の施設は 3 分の 1 抽出、従業員 4 人以下の施設は 9 分の 1 抽出の標本抽出になっている。従って、層化基準が従業員数となっているため、客室数等を層化基準としている統計とは異なった性格のものとなっている（これは現段階においては、宿泊施設の客室数を把握できる母集団名簿が存在しないからである）。また、対象施設として「会社・団体の宿泊所」も追加となった。これに伴い、標本数は約 20000 施設となった。なお、施設の名簿に関しては、毎年 1 月 1 日時点における情報を元に更新を行っている。最新の名簿情報に関しては、各都道府県に照会をかけて更新している。四半期毎に統計量は当該年中における施設の開・廃業を反映させない暫定値で推計しているが、年間値を公表する場合には開・廃業を反映させた上で確定値を算出している。

本統計の特徴の一つとして、観光客比率が 50%以上の施設と、50%未満の施設を分けて集計できるようにしている点があるが、その判断は各宿泊施設が実態に鑑みた上で行っている。

なお、本統計は、同伴施設（いわゆるラブホテル）、キャンプ場、レンタルルーム、インターネットカフェ・漫画喫茶、車中泊等に関しては、その対象となっていない。

5. 訪日外国人消費動向調査

本統計調査は、訪日外国人の消費動向や、訪問地、訪日時の活動実態や満足度等を明らかにする統計調査である。

平成 21 年 3 月に観光立国推進戦略会議において、訪日外国人 2000 万人時代の実現について、国家成長戦略として位置付けられた。こうした流れを受けて訪日外国人消費動向調査が計画され、平成 22 年 5 月に一般統計として承認され、同 4~6 月期分から調査が実施されることになった。本調査は、事前の予備調査等を行わず、当初より本格調査を導入した。調査方法は、基本的に国際定期便が就航している 11 空海港における航空機（船舶）の出発ゲートで、調査員が対象者を聴取する対面調査式である。実査並びに集計効率を上げるために、調査においてはタブレット式 PC（iPad）を採用している。そのため、他の観光統計に比較し、公表タイミングは最も早く、当該四半期終了後、約 1 ヶ月で統計量の公表を行っている。また、調査言語は 10 カ国語に対応しており、タブレット PC 上で容易に言語を選択できるようになっている。標本数は四半期に約 6500 人であり、年間ベースでは、

約 26000 人である。標本抽出は、観光庁が重点市場対象国として当初想定していた（国籍ベース）15 カ国・地域の対象者が集計できるように標本設計を行っている。

本統計調査は、費目別の消費額や訪問地だけでなく、決済手段や利用店舗、活動種別の経験率や満足度・経験意向等が把握できる点が特徴である。また、購入した財・サービスのうちもっとも満足したモノに関してフリーアンサーで聴取しているため、嗜好に関する定性的な情報も入手可能である。そのため、インバウンド振興のためのマーケティングに資する分析が相当程度可能な調査設計となっている。

6. 観光地域経済調査

観光地域経済調査は、観光が地域経済に及ぼす効果を把握するために始められた統計調査である。具体的には、全国の観光需要が多い地域における観光関連産業事業所に対して、郵送調査方式¹で、売上高とそれに占める観光売上比率、財・地域別の仕入・調達先、観光に関する取り組み施策等を聴取するものである。

本調査は、調査設計や実査が複雑であるため、2回の事前調査を行った。最初の事前調査は、平成 22 年度に「観光統計検討会」（「観光統計の整備に関する検討懇談会」の後身）での審議を経て、「試験調査」という形で実施された。この調査は、富良野市、飯田市、志摩市における観光地点²が存在する昭和の大合併前の旧 13 市区町村で実施された。対象事業者数は約 3000 事業者である。旧市区町村を抽出対象地域として採用しているのは、現行の市町村単位であると、観光地点を含む行政区でも、実質的に観光とほとんど関係がない地域が相対的に多く包含されてしまい、調査効率が落ちるからである。なお、この調査においては、対象事業所を抽出するために、経済センサスの基礎活動調査名簿を活用した。この措置により、本調査の調査結果と経済センサスの調査結果を、事業所データベースコードを用いてマッチングさせ、より詳細な分析ができるような仕組みとなっている。ただし、この試験調査においては、最終的なアウトプットイメージの検証を行うため、経済センサスのデータを用いるが故に本格調査では調査票に盛り込まない設問も盛り込んで実施した。

平成 23 年度においては、調査規模を拡大し、また実際に採用する調査票に準じた調査票を用いて「予備的調査」を行った。この「予備的調査」は全国 112 地域において実施され、対象事業所は約 50000 事業所であった。この調査においては、「試験調査」同様に、供給サイドから観光需要を把握することに関するフィージビリティ確認、回答者負担・調査方法の検証を行った。

平成 24 年 9 月には、総務省より観光地域経済調査の本格調査に関する一般統計としての承認がなされ、同月から本調査が実施された。

本調査は、全国 904 地域を対象に実施されている。これは、全国を 1.歴史・文化系の観光地点があり、買い物等で誘引する観光地点がある地域、2.歴史・文化系の観光地点がある地域、3.スポーツ・レクリエーション系の観光地点がある地域、4.その他の観光地点がある地域、5.観光地点がない地域の 5 つの地域に分類し、そのうち 1~4 の地域を無作為抽出したものである。対象事業者数は約 10 万事業所であり、地域内における観光産業事業所が、

¹ 後述する「試験調査」では調査員調査を併用した。

² 観光地点の定義に関しては、別途共通基準に基づく観光入込客統計の項で解説する。

概ね標準誤差率 30%以内になるような形で標本抽出されるように配慮している。ここで対象としている観光産業事業所とは、UNWTO が「観光産業」と定める事業所の他、そこに含まれないが観光地点名簿に存在する事業所（見学可能なビール工場や、観光農園など）が対象となっている。調査方式は自計式の郵送調査である。

なお、本調査は経済センサスと連動して実施することを想定して 5 年周期の実施を予定しているが、標本設計等に関し、今後より詳細な検討が必要との総務省の判断により、第 1 回目の調査に関しては、さしあたり 1 回限りの調査として承認されている。

本調査は、平成 25 年 2 月時点において、実査・集計中である。今後、平成 25 年度に観光地域経済調査のデータのみを集計・分析して公表、平成 26 年度に経済センサスのデータとマッチングの上、集計・分析、平成 27 年度～28 年度に第 2 回目の調査に関する承認並びに実査準備を行う予定である。

7. 共通基準に基づく観光入込客統計

本統計は、都道府県毎の観光入込客数と観光消費単価・観光消費額を把握する為の統計調査である。

従来における観光入込客数に関する統計は、各都道府県が独自に運用しており、その定義はまちまちであったため、横並びに比較することが困難であった。その課題を解決するために、共通基準に基づく観光入込客統計を導入する必要性が従前から指摘されていた。そうした背景を踏まえ、平成 20 年 4 月に「観光統計の整備に関する検討懇談会中間とりまとめ」が策定された。この「とりまとめ」では調査主体となる都道府県等の負担軽減を考慮した上で、調査の信頼性を確保できる調査手法・推計方法等の「観光入込客統計・観光消費額等統計の方針（ガイドライン案）」が示され、その妥当性・精度等を評価するために同年に試験調査を新潟県・岡山県で実施した。岡山県においては、入込客数を正確に把握するための手法を開発するために実証実験も行った。

平成 21 年度には試験調査を 14 道府県に拡大して実施した。その上で、都道府県への意見照会を行い、その意見を反映させた上で、同年 12 月に「観光統計の整備に関する検討懇談会」において、「観光入込客統計に関する共通基準」と「観光入込客統計に関する共通基準調査要領」が策定された。

こうして平成 22 年 4 月から、「共通基準に基づく観光入込客統計」が本格稼働することとなった。当初から本調査を導入したのは、39 都道府県であり、順次平成 22 年 10 月に佐賀県、平成 23 年 1 月より秋田県、茨城県、栃木県、埼玉県、長崎県が導入した。平成 25 年 2 月現在導入していないのは福岡県、大阪府であり、未導入理由は財政的な事情による。なお、福岡県に関しては平成 25 年度からの導入を検討中である。

本統計は、位置づけとしては各都道府県が主体となって実施している統計である。従って、観光庁は各都道府県が調査した結果を取り纏めて公表を行っているが、本統計は総務省承認の元を実施される国の一般統計ではない。

共通基準に基づく観光入込客統計は、基本的な構造として、観光庁が定義する「観光地点」における入込客数を積算して延べ入込客数を算出し、それを観光地点で観光客に対して対面式で実施する「パラメータ調査」で把握した平均訪問地点数で割り戻し実人数を算出するものである。

「観光地点」とは、1. 年間の入込客数が1万人以上（もしくは、特定月の入込客数が5,000人以上）、2. 非日常利用者が半数以上、3. 入込客数を適切に数えている、といった条件を満たす施設や場所であり、毎年1月1日時点でその名簿を更新している。

各「観光地点」で計測された入込客数は市町村から都道府県に報告され、都道府県においては、それらを積算し、四半期毎に延べ入込客数を算出している。都道府県においては、観光地点において、これとは別に四半期毎に訪問者を対象としたパラメータ調査を実施している。これは、各都道府県につき最低10カ所以上の観光地点をその特性を考慮した上でバランス良く抽出した上で、1カ所につき300人の来訪者に対して対面調査を実施するものである。聴取内容は、平均訪問地点数、費目別観光消費額、旅行目的、旅行の種類（日帰り・宿泊など）等である。ここで聴取した平均訪問地点数が、延べ人数を実人数に割り戻す際の係数として用いられる。

なお、観光庁では宿泊旅行統計を実施しており、その精度が相対的に本入込客数調査よりも高いことから、宿泊客数に関しては、観光庁が宿泊旅行統計調査の数値を提供し、当該数値で置き換えられる。

これら一連の数値を公表値としての統計量に変換する作業には、観光庁が提供する表計算ソフトを用いたスプレッドシートによる「支援ツール」が用いられる。

こうして、算出された統計量は、各都道府県が公表すると同時に、観光庁の方でも一括して取り纏め公表を行っている。

なお、平成25年度から本調査の運用が一部改訂されている。具体的には、統計有意性を保つことを前提にパラメータ調査の弾力的な運用を認めたり、観光地点の定義に関する運用を一部改めたりといったことである。いずれの措置も、より実態に即し、都道府県のニーズを満たした上で、財政負担を少しでも軽減するためのものである。

8. 観光統計の今後の整備について

現在、国が直轄して実施する一般統計は、上述した「宿泊旅行統計調査」、「旅行・観光消費動向調査」、「訪日外国人消費動向調査」、「観光地域経済調査」の4種類の統計である。これに付け加え、「共通基準に基づく観光入込客統計」が都道府県主体の下実施され、観光庁で取り纏め・公表を行っている。その他として、主要旅行業者取扱高を毎月観光庁で取り纏め公表しているほか、日本政府観光局が取り纏めて毎月公表している訪日外国人数や日本人の海外旅行者数があるが、これらはいわゆる国としての「統計調査」ではない。

観光庁としては、この4つの一般統計に「共通基準に基づく観光入込客統計」を加えた、計5つの統計を今後とも整備・実施していく予定であり、現時点においては更なる新しい統計調査を実施する予定はない。むしろ、既存の統計調査の完成度を高め、効果的な分析アウトプットの仕方を今後は検討していく予定である。

9. 観光統計の課題について

国が行う一般統計は、その実施に際し統計法の適用を受け、総務省の審査を受けた上で承認を受ける必要がある。新たに統計調査を立ち上げる際には、標本設計や母集団の定義や設問の必要性などが詳細に審査されることになる。また、一度立ち上げた統計調査は、設問の追加・変更、その他の調査設計の変更を伴う際には、原則として同様に総務省の審

査・承認が必要となる。これらは、統計調査の正確性や対象者の負担軽減等の観点から行われているものであり、一定の意義がある。しかしながら、現状では調査会社の会員パネルを用いたインターネット調査など、観光統計の分野では世界的に採用されつつある調査手法の承認を得ることが、事実上困難であるなど、課題も少なくない。また、観光客の流動状況の把握や、海水浴場や花火大会など、物理的に入込客数を把握カウントすることが難しい場所やイベント等においては、携帯電話の電波履歴を活用した、モバイル統計の利用も世界的には進みつつあるが、現状、これらの統計が国の統計として認められる可能性は極めて少ない。

その一方で、インターネットの普及に伴い、我が国においても会員数が 200 万人を越える調査会社パネルもあり、性・年齢、地域分布を加味した上での標本抽出が可能な環境が整っている。また、1 票あたりのコストも、訪問調査や郵送調査に比較し格段に安価なため、サンプル数を相対的に多く確保することも可能であり、民間事業者においては、生活者に関する実態調査や意識調査といった定量調査を行う際は、インターネット調査が主流である。単にコスト面だけではなく、必要回収数（回収率ではない）を確保するためにかかる時間も少なく済み、集計作業も効率化できるというメリットもある。

個人情報への扱いが厳しくなり、また固定電話の利用率が低下する中（海外では電話帳等を利用した電話調査が多い）、オランダ等をはじめとして海外では、インターネットを利用した統計調査が普及してきているのが現状である。我が国においてもそのような統計調査の実施について検討すべき時が来ているといえよう。

また、現行の統計の運用に関しても、ニーズに応じて設問を追加・変更したり、公表様式（集計表のフォーマット）を変更したりといったことに関して、一定の弾力性が認められているものの、民間が実施しているような調査に比較すると、まだまだ制度が硬直的な面が見受けられる。

観光は、嗜好性の強いレジャー活動であり、その動向をスピーディーに把握することが世間的にも求められている。既存統計のより弾力的な運用はもとより、世界的にも活用が進んでいる、こうした新たな手法に基づく統計を国が実施できるような環境整備が今後ますます求められるであろう。³

³ 本論は、筆者の文責で執筆されたものであり、国土交通省観光庁の公式見解を必ずしも代弁するものではない。

表 1 各観光統計の概要

	宿泊旅行統計調査	旅行・観光消費動向調査	訪日外国人消費動向調査	観光地域経済調査	共通基準に基づく観光入込客統計
実施主体	観光庁	観光庁	観光庁	観光庁	都道府県 (観光庁で取り纏め)
調査方法	郵送調査	郵送調査	対面調査	郵送調査	
調査周期	毎四半期	毎四半期	毎四半期	5年(予定)	毎四半期
サンプル数	約2万	年間2万5000人に2回 聴取(延べ5万人)	四半期毎に約6500人 (年間約2万6000人)	約10万事業所	パラメータ調査の場合は、1都道府県につき10カ所以上の観光地点で各地点につき300人
サンプリング方式	従業員数10人以上の施設は悉皆、5~9人の施設は、3分の1、4人以下の施設は9分の1の抽出	住民基本台帳を利用した層化二段抽出	事前割付に基づいた無作為抽出	地域を無作為抽出し、更に事業者を無作為抽出	観光地点における延べ人数は、悉皆調査、パラメータ調査は、任意抽出した観光地点で対象者を無作為抽出
調査対象	全国のホテル、旅館、簡易宿所、保養所等の宿泊施設	住民基本台帳から無作為抽出した日本国民	11空海港CIQ内の出国する外国人(日本在住者・長期滞在者除く)	全国の観光関連産業事業所	観光地点並びに観光地点を訪問した観光客